

令和 6 年 7 月 1 日 作成

令和 8 年 8 月 21 日 改定

公益財団法人東京都道路整備保全公社 情報共有システム（ASP 方式）運用要領

（趣旨）

第 1 本要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する工事および委託において、ASP（Application Service Provider）方式の情報共有システム（以下「情報共有システム（ASP 方式）」という。）を利用するにあたり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第 2 情報共有システム（ASP 方式）とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

（対象）

第 3 情報共有システム（ASP 方式）の原則利用の対象案件は、公社道路部が発注する土木工事・設計委託・測量業務委託・地質調査委託とする。

ただし、単価契約工事及び工期が 1 か月未満の工事および委託は対象外とするが、活用効果が見込まれる場合や受注者がシステム利用を希望する場合は、原則利用の対象外の案件についても、積極的に活用することし、受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

（利用システム）

第 4 情報共有システム（ASP 方式）は、公社の推奨するシステムを利用することとし、それ以外のシステムを選定する場合は、「東京都建設局工事情報共有システム機能要件書」の仕様を満たすものとする。

（積算の取扱い）

第 5 情報共有システム（ASP 方式）の利用に係る経費（登録料及び使用料）は、公社で準用している東京都建設局「積算基準」のとおり取り扱うものとする。

（電子納品に係る運用）

第 6 情報共有システム（ASP 方式）を利用した電子納品に係る運用については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」を準用し実施する。ただし、電子成果品は、電子媒体で納品するものとする。

（その他）

第 7 本要領に定めがない事項に関しては、「公社情報共有システム活用ガイドライン」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和 8 年 8 月 21 日より施行する。